

## 運営委員会の役割

(新しい公共支援事業実施要領より抜粋)

### 1 設置

都道府県は、運営委員会を設置することとする。

### 2 部会の設置

運営委員会は、必要に応じて部会を設置できるものとする。

### 3 構成

委員の構成は、選定の公平性を確保するため、地域の多様な関係者の意見を踏まえる観点から、また、支援事業への広い理解を得て、「新しい公共」の考え方の普及を図る観点から、以下を基本としつつ、都道府県で決定することとする。また、部会においても当該部会の特性を考慮しつつ、その構成や委員の選定にあたっては、運営委員会に準じるものとする。

ア 学識経験者

イ 中間支援組織

ウ NPO等

エ 企業、経済団体

オ 金融機関等

カ 公認会計士などの会計の専門家

キ 市町村等の行政職員

また、以下の関係者の参加についても、可能な限り含めるものとする。

ク マスコミ、雑誌等編集者、著作者等

ケ 一般市民

コ その他、必要に応じて

### 4 運営

運営委員会の開催、決議方法等の運営方法については、都道府県で適宜定めるものとする。

### 5 役割

運営委員会は、以下の役割を担う。

- ① 支援事業に関する基本方針、事業計画及び成果目標の検討
- ② 都道府県が委託する事業における中間支援組織等からの提案の選定
- ③ 支援対象者及び支援対象者が実施する事業の選定
- ④ 2の(5)及び(6)のモデル事業の選定等
- ⑤ 各事業の進捗状況の把握と評価

- ⑥ 支援事業の効果を高めるための検討及び指導・助言等
- ⑦ 支援事業に関する国への要請及び国からの要請等への対応
- ⑧ ②から④の選定における選定基準の検討
- ⑨ その他

## 6 審査

運営委員会では、事業計画の検討、都道府県から支援事業に関する業務を受託する中間支援組織等の選定、支援対象者の選定や2の(5)及び(6)の事業実施主体の選定等に当たり、審査を行うものとする。ただし、委員が申請者と利害関係にある場合には、当該申請案件の審査に参加できないこととする。

## 7 審議の公開

運営委員会における審議は、透明性、公平性を確保する観点から、原則として公開で行うこととする。また、部会における運営にあたっては、運営委員会に準じ、透明性の確保に努めることとする。

## 8 報告

運営委員会は、その議事内容及び決定事項について、速やかに都道府県に報告するものとする。

## 9 決定事項の尊重

都道府県は、(5)に係る運営委員会の決定等を最大限に尊重するものとする。なお、運営委員会の決定等に反する判断がなされた場合は、その理由を明示し、第4の8の(4)の内閣総理大臣への報告に含めるものとする。